

# JASTPRO 379

貿易手続簡易化のために

2010-04

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

---

## 今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易慣習と物品売買法(1) ..... 1  
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事2. 貿易手続へのXML/EDI導入調査研究特別委員会 ..... 14  
－平成21年度事業成果報告書－
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ ..... 17

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

## ◇ 連載 ◇

## 記事 1. 貿易慣習と物品売買法(1)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

## 1. FOB慣習からCIF慣習へ

## 1.1 はじめに

第一次世界大戦後、新しい国際経済秩序を構築して荒廃した世界経済を復興させようという動きが活発になり、国際連盟、国際商業会議所など各種の国際機関が相次いで設立されました。第一次世界大戦中、ヨーロッパ諸国が戦争に巻き込まれていたため、アメリカがこれらの国との貿易取引で重要な役割を演じました。アメリカの商人たちは、取引の安全・確実な履行を期するため、ドル建て決済を原則とし、銀行の荷為替信用状、船荷証券、保険証券、為替手形を利用して貿易取引を行いました。また、FOBやCIFのような略語化された取引条件およびコード・ブックを用いて、電信による迅速な商談・成約が実施されるようになりました。このような方法による契約の成立・履行の安全を確保するために、インコタームズや信用状統一規則などの国際統一規則が作成されましたが、手続の標準化だけでなく、契約当事者の権利義務、違反の場合における救済策や罰則などの法的枠組みが必要になりました。このような問題は貿易取引の過程で生じる紛争にあらわれ、その解決が判決によって具体的に示されると、貿易契約に活かされて、取引条件が変化することがあります。そこで、本稿では貿易慣習の発展と物品売買法の関係について考察したいと考えています。

## 1.2 FOB契約における当事者の義務

## 1.2.1 1919年米国貿易定義のFOB

すでに説明したとおり、アメリカでは、「(指定港)本船渡条件」をFOB Vessel (named port)という用語で表しています<sup>1</sup>。売主が指定港で買主指定の本船に物品を積込むまで一切の費用込みで価格を採算する場合に、このFOB Vessel条件が適用されます。この条件では、売主は、(1)物品を現実に本船に積込むために生じる一切の費用を負担し、(2)慣例の埠頭倉庫または本船の貨物受取証を取得し、(3)物品が本船に積込まれるまで一切の滅失・損傷について責任を負います。一方、買主は、(1)その後の物品の滅失・損傷について責任を負い、(2)その後の物品移動に関する一切の取扱を行います。第一次世界大戦後に作られたアメリカ貿易定義に述べられているFOB Vessel条件は、基本的に固有のFOB条件であり、19世紀初頭に出現したイギリスのFOB慣習を踏襲していると考えます。

---

1 拙稿「3.7 FOB Vessel」『JASTPRO』357号(2008-06)、8頁。

## 1.2.2 1953年インコタームズのFOB

国際商業会議所が最初に制定した貿易取引条件の解釈に関する統一規則は、「1936年インコタームズ」として刊行され、第二次世界大戦後、1953年に最初の改訂版が刊行されました。その後数回にわたり改訂されて現在にいたっています<sup>2</sup>。1953年インコタームズに定義されている「(指定船積港)本船渡条件」の売主の主要な義務は、(1)指定船積港において、買主により指定された船舶上で物品を引渡し、(2)物品が船舶の舷側手摺(ship's rail)を有効に通過するまで、物品に関わる一切の費用と危険、および物品を船舶上に置くために要する一切の料金・税金を負担し、(3)物品の引渡を証する慣例の書類を提供することです。一方、買主の主要な義務は、(1)傭船または船腹を手配し、適時に売主に通知し、(2)物品が指定船積港において船舶の舷側手摺を有効に通過した時から物品に関わる一切の費用と危険を負担することです。これも固有のFOB条件で、第一次世界大戦後の1919年米商貿易定義のFOB条件と基本的に同じです。

## 1.2.3 物品売買法から見たFOB

### 1.2.3.1 『ベンジャミン物品売買法』

イギリスでは、19世紀中葉に著名な裁判官J. P. Benjaminによる“Treatise on the Law of Sale of Personal Property with references to the French Code and Civil Law”(1868)が刊行されました。イギリスの法廷で引用・承認された様々な判例に基づいて、また大陸法を参考にして、物品売買法の体系が論述されています。しかし、この著作の初版が刊行された後、1893年物品売買法(the Sale of Goods Act 1893)が制定されたので、全面的に改訂が行われ、約100年間に、『ベンジャミン物品売買法』は8回改訂が行われました。1964年7月にオランダのハーグで「有体動産の国際売買に関する統一法」(Uniform Law on the International Sale of goods (corporeal movables) : ULISと略称)および「有体動産の国際売買契約の成立に関する統一法」(Uniform Law on the Formation of Contract for the International Sale of Goods (corporeal movables) : ULFISと略称)という2つの統一条約案が採択されました。イギリス政府は、1967年にこの2つの条約を批准して、「国際売買に関する統一法」(Uniform Laws on International Sales Act 1967)を制定し、1972年8月に発効しました。そこで、A. G. Guestが編集委員代表となって、全く新しい構成の下に改訂作業が進められて、『ベンジャミン物品売買法』(初版)が1974年に刊行されました。この本の第7編が、FOBやCIFなどの貿易売買(Overseas Sales)を扱っています。

### 1.2.3.2 FOB契約の当事者の義務

『ベンジャミン物品売買法』は、FOB契約の売主の義務について(1)契約に一致する物品

---

2 拙稿「国連CEFACT勧告第5号『インコタームズの略号』について」『JASTPRO』355号(2008-04)、2-8頁を参照。

を、買主の指示に従って指定船積港で買主指定の船舶に船積し、(2)船積までの費用を負担しなければならないと述べています<sup>3</sup>。一方、買主の義務について、(1)船舶を指定し、売主が買主の指示に従って物品を船積できるよう十分に余裕をもって船積指図を売主に与え、(2)船積後、物品の運送に関する一切の危険と費用を負担しなければならないと述べています<sup>4</sup>。これも固有のFOB条件で、1919年米国貿易定義および1953年インコタームズのFOB条件と同じです。

### 1.2.3.3 売主の提出する書類

『ベンジャミン物品売買法』は、FOB契約の売主が提出する書類について、次のように説明しています。1850年のGreen v. Sichel事件<sup>5</sup>では、物品を船積した後、物品を買主へ引渡すため、「買主の指図人式」の船荷証券を提供しなければならないと判示されています。反対に、1848年のWait v. Baker事件および1858年のBrowne v. Hare事件<sup>6</sup>では、「売主の指図人式」の船荷証券が提出されなければならないと判示されています。しかし、通常、売主には船荷証券を提出する義務はなく、代金と引換えに提供するのはM/Rで十分です。もちろん、船荷証券と引換えに代金を支払う旨の特約条項がある場合には、契約に従って船荷証券を提出しなければなりません<sup>7</sup>。

## 1.3 CIF 契約における当事者の義務

### 1.3.1 1919年米国貿易定義のCIF

1919年米国貿易定義は、CIF契約の当事者の義務について次のように述べています<sup>8</sup>。

この条件では、売主は、(1)外国の指定仕向港まで物品を送付するため運送契約を結び、運賃を支払い、(2)海上保険の手配を行い、保険料を支払い、(3)買主またはその代理人に指定仕向地までの無故障の船荷証券および譲渡可能な保険証明書を提供し、(4)船積港における本船の船側で物品を引渡し、かつ無故障の船荷証券および保険証券または譲渡可能な保険証明書が買主またはその代理人に引渡されるまで当該物品の滅失・損傷の危険を負担しなければなりません。一方、買主は、(1)その後の滅失・損傷について責任を負い、(損害が生じたときは)保険に基づいて、保険者に直接、保険金請求の手続きをとり、(2)船荷証券の記載条件に従って、外国の指定仕向港において物品を受取り、船卸費用、貯賃、陸揚げ諸掛りを支払い、(3)必要ときは、関税および埠頭使用料を支払わなければならない。

3 A. G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1974, p.856.

4 *Ibid.*, p.888.

5 *Green v. Sichel* (1860) 7 C.B. (N.S.) 747.

6 *Wait v. Baker* (1848) 2 Exch. 1. *Browne v. Hare* (1858) 3 H.& N. 484.

7 *Inglis v. Stock* (1885) 10 App.Cas. 263.

8 拙稿「FOB Termsに関する慣習および規則(3)」『JASTPRO』359号(2008-08)、9-10頁を参照。

### 1.3.2 1953年インコタームズのCIF

1953年インコタームズに規定されているCIF契約の売主の主要な義務は次のとおりです。(1) 約定の仕向港まで物品の運送契約を結び、運賃を支払い、(2) 指定期間内に船積港で物品を船舶に積込み、(3) 物品が仕向港で陸揚げされるまで、あるいはその港で買主が手配した船舶に積替えられるまで、(戦争危険を除いて) 一切の危険をカバーする保険証券を取得し、(4) 物品が船積港における船舶の舷側手摺を越えた時まで、物品に関わる一切の危険を負担し、(5) 約定仕向港行きの無故障船荷証券、船積貨物のインボイスおよび保険証券を買主に遅滞なく提供し、(6) 輸出税および物品を船舶に積込むために果たさなければならない諸手続の費用を含めて、物品を船舶に積込むまでに生じる一切の料金・税金を支払うことです。

また、買主の主要義務は、(1) 約定の仕向港において物品を受領し、かつ、運賃を除いて、物品が仕向港に到着するまでの海上運送中、当該物品に関して生じた一切の費用及び料金、ならびに船積および埠頭使用料を含む船卸費用を負担し、(2) 物品が船積港において船舶の舷側手摺を有効に通過した時から、物品に関わる一切の危険を負担し、(3) 売主が提供した船積書類を受領し、これと引換えに代金を支払い、(4) 輸入するために納付すべき関税その他の諸税(内国税、消費税、統計税、輸入税、通関手続に付随した手数料など)を支払うことです。

### 1.3.3 物品売買法から見たCIF

『ベンジャミン物品売買法』は、CIF契約の売主の義務について(1) 約定品を船積するために、船腹の手配または傭船契約を結び、(2) 船積書類を調達して、(3) これを買主またはその代理人に提供しなければならないと述べています<sup>9</sup>。また、買主の義務は、(1) 船積書類と引換えに代金を支払い、(2) 船積後の物品に関する一切の危険を負担し、(3) 仕向港に物品が到着したときは、これを受取り、(4) 物品の船卸および輸入に関する費用を負担することです<sup>10</sup>。

## 1.4 CIF慣習の生成・発展

### 1.4.1 CIF慣習の生成に関する諸学説

今日、貿易取引は隔地取引形態で、主として物品売買契約にもとづいて行われています。これらの大部分はFOB慣習またはCIF慣習に基づいています。これらの慣習の起源については必ずしも明確ではありません。しかし、イギリスの判例にFOBおよびCIFに関する係争事件があらわれたのは、前者が1812年、後者が1862年です。このような取引慣習が実際に使用されるようになったのは、これが判例に記録されるようになる数年前と考えられますが、その発生を論ずるときは、通信・輸送、保険、金融制度の発達状況を考慮しなければなりません。

9 A. G. Guest, *op. cit.*, p.771.

10 *Ibid.*, pp.796-803.



CIF慣習の発生については、次の3説があります<sup>11</sup>。(1)FOB慣習との間に相互に関係がなく、CIFは単独に発生したという説、(2)フランスでは1870年まで、FOBに関する訴訟がないという論拠から、揚地売買条件である「特定船舶による着船売買」または「不特定船舶による着船売買」から発生したという説、(3)CIFは積地売買条件であるからFOB売買から発展的に生じたというイギリスの判例を基礎とする説があります<sup>12</sup>。わが国の文献では、賀屋教授が着船売買から派生したという説を紹介しています<sup>13</sup>。小町谷教授は、はじめはフランスの学説から単独発生説をとりましたが、その後イギリスの判例を基礎とした研究により、FOB売買から発展したという説を支持しています<sup>14</sup>。上坂教授は、CIF慣習がイギリスを発祥地とするところから、イギリスの判例を研究して、FOB売買から発展する生成過程を説明しています<sup>15</sup>。

諸文献に共通するのは、「特定船舶または不特定船舶による着船売買が19世紀に出現し、通信技術や金融機関の発達に伴って、19世紀後半、ことに20世紀にCIF売買が利用されるに至った。しかし、着船売買のような揚地売買からCIF売買のような積地売買に移行するためには、FOB売買を経過しなければならないのである」という説です<sup>16</sup>。しかし、拙稿「FOB慣習雑考」で述べたように、18世紀末までは積地売買も揚地売買も存在しなかったと考えます。当時の貿易商人は、自己の持船または傭船に物品を積込んで出港し、海外の港で仲間の商人または代理商に物品の販売を委託し、そして彼等が買付けた物品を積んで帰港するという海上交易を行っていました。

#### 1.4.2 FOB慣習の多様化

1919年米国貿易定義および1953年インコタームズのFOB条件とCIF条件を比較すると、FOB条件はCIF条件よりも相対的に簡単に思われます。また、米国貿易定義が制定された後、34年が経過し、その間に第二次世界大戦があったにもかかわらず、インコタームズのFOB条件およびCIF条件の内容はほとんど変わっていません。しかし、1954年のPyrene Co. Ltd. v. Scindia Navigation Co. Ltd. 事件<sup>17</sup>において、Devlin判事は、FOB売買には様々な変形がみられるので、実際に満足できる定義を下すのは難しいとの意見を表明しています。同判事の見解によると、(米国貿易定義に規定されているようなFOB類型を別として)少なくとも3種類のFOB

11 David M. Sassoon, *Trade Terms and the Container Revolution*, Journal of Maritime Law and Commerce (1969), Vol. 1, No. 1, p.75. 小町谷操三『海上売買法論』昭和24年、49頁。

12 拙著『貿易売買と商慣習』昭和51年、32頁。

13 賀屋俊雄『海上売買研究及び貿易実務』1954、2-7頁。特に不特定船舶による着船売買からCIF売買が発生する経緯を説明しています。

14 小町谷操三『海上売買法論』昭和24年、49頁、注1。

15 上坂西三『貿易慣習』昭和34年、208-212頁。

16 例えば、小町谷操三『海上売買法』昭和24年、9-12頁。

17 *Pyrene Co. Ltd. v. Scindia Navigation Co. Ltd.* [1954] 2 Q.B. 402, 424, per Devlin, J.

条件が存在するという事です。第1のタイプは古典的(または固有の)FOBです。1919年米  
 国貿易定義や1953年インコタームズのFOB条件が、第1のタイプに該当します。第2のタイプは輸  
 出FOB、そして第3のタイプは輸入FOBです<sup>18</sup>。さらに、既積品の売買条件である変形FOB  
 が使用されるようになります。以下に述べるように、これらの判例を時系列的に観察した結果、米  
 国貿易定義にみられるようなFOBの種類ではなく、固有のFOB慣習からCIF慣習へ移行する  
 過渡的な段階で変則的に用いられるようになったものであると私は考えます。

## 1.5 初期のFOBとCIFに関する判例

### 1.5.1 国内FOB

国内FOBは、固有のFOBまたは古典的FOBと呼ばれているもので、約定品の引渡は、船  
 積港における指定船舶上で、船長に渡すことが売買契約の履行となります。したがって、売主  
 は自分の費用をもって、約定品を現実にもその船舶上に置くことにより、契約上の責任を果たし、  
 引渡が完了することになり、当該物品の所有権と危険は、契約の特約条項によりすでに買主に  
 移転していない限り、原則として、その時に買主に移転することになります<sup>19</sup>。その後の費用及  
 び危険はすべて買主の責任となるので、当該物品を目的地まで運送するための運送契約は、  
 当然買主または買主の代理人が船主と締結しなければなりません。このようにして、本船上にお  
 ける売主の引渡が船長に対して行われるのは、この場合の船長は、運送契約者および荷主で  
 ある買主の受託者(bailee)であるからです<sup>20</sup>。初期のFOBに関する判例として、1812年の  
 Wackerbarth v. Masson 事件<sup>21</sup>、1812年の Wetherell v. Coape 事件<sup>22</sup>、1822年の Ruck v.  
 Hatfield 事件<sup>23</sup>があります。これらについてはすでに紹介したので<sup>24</sup>、以下に、国内FOBに関  
 する若干の判例を紹介します。

### 1.5.2 Craven v. Ryder 事件<sup>25</sup>

Craven(売主:原告)は、FOB条件で砂糖をB(買主;傭船者)に売る契約を結び、砂糖をA  
 の船舶(X号)に船積し、M/Rを受取りました。このM/Rには“Received on board the X, for  
 and on account of Craven”と記されていました。Bはこの砂糖をRyder(買手:被告)に転売し、  
 後者はX号の船長からB/Lを取得しました。本船が出帆する前に、Bが倒産したので、

18 拙稿「22.3 判例にみられるFOBの変形」『JASTPRO』378号(2010-03)、6-9頁。

19 Kennedy, A. R., *Contracts of Sale C.I.F.*, 2nd ed., 1928, p.9. *Maine Shipping Co. v. Sutcliffe* (1917) 87 L.J.K.B. 382; 118 L.T. 351; 34 T.L.R. 154.

20 *Wait v. Baker* (1848) 2 Ex. 1; 17 L.J.Ex. 307; 154 R.R. 380. *Gabarron v. Kreeft* (1875) L.R. 10 Ex. 274.

21 *Wackerbarth v. Masson* (1812) 3 Camp. 270.

22 *Wetherell v. Coape* (1812) 3 Camp. 272n.

23 *Ruck v. Hatfield* (1822) 5 B.& Ald. 632.

24 拙稿「20.6 FOB契約と運送差止権の事例」『JASTPRO』376号(2010-01)、19頁を参照。

25 *Craven v. Ryder* (1816) 6 Taunt. 433.

Cravenは運送差止を請求しました。これに対して、RyderはB/Lにもとづいて、自分がこの砂糖の所有者であると主張しました。この事件で、FOB条件の売主(原告)がM/Rを所持しており、これと引換えにB/Lを請求する権利を有するのであるから、所有権は原告にあると判示されました。(Covas-Jee v. Thompson事件で、この判決は否定されました。)

### 1.5.3 Evans v. Nichol 事件<sup>26</sup>

商人A(売主)はFOB条件で物品をEvans(買主;原告)に売る契約を結び、Nichol(運送人;被告)の船舶に物品を船積し、M/Rを受取りました。このM/Rには、“Received on board the X from A, to be delivered to Evans”と記されていました。商人Aは代金前払いの特約によりEvansにM/Rを送付しました。商人A(荷送人)が支払不能になったので、Nicholは商人Aの債務支払を求めて物品に留置権(lien)を行使しました。これに対して、買主は、「Evansに引渡すために受取った」旨のM/Rを所持しており、FOB条件により物品が買主に引渡されたのであるから、買主は運送人に対して物品引渡を請求する権利があると判示されました。

### 1.5.4 Cowas-Jee v. Thompson & Kebbel 事件<sup>27</sup>

Covas-Jee(売主:原告)は、FOB条件で物品を買主Bに売る契約を結び、Bから代金の支払として手形を受取り、Thompson & Kebbel社(運送人:被告)の船舶にこの物品を船積し、M/Rを船長から受取りました。手形は満期となったが、買主Bが倒産したので、売主は運送人に運送差止を請求しました。一方、本船の船長は、M/Rを回収せずに、Bを荷受人とするB/Lをすでに発行していました。売主は手形によって代金が支払われたのであるから、売主の運送差止権はすでに消滅しており、船積により物品の所有権は買主Bに移転しているので、売主(原告)がM/Rを所持していることは重要でないと判示されました。なお、本件で、Craven v. Ryder 事件の判決は、“free on board”条件を誤解しているとの指摘がありました。すなわち、FOB契約では、売主が物品を指定船舶上に置いたとき、引渡が履行されて、現実には物品の占有が買主に移転し、売主から買主への物品の運送は終了したのであるから、M/Rの所持は重要ではないということ<sup>28</sup>。

### 1.5.5 FOB売買の荷送人

FOB条件は、国内取引、輸出取引および輸入取引に使用されています。国内取引の場合、国内の製造業者と国内商人(輸出者)との間の物品売買です。買主である国内商人がこの物品を直ちに外国の輸入者へ転売するとしても、国内取引の当事者は同一国内に営業所を有し、いずれの当事者も、国内の出荷地にアクセスできるし、また国内の諸手続及び輸出手続におい

26 *Evans v. Nichol* (1841) 4 Scott's N.R. 43.

27 *Covas-Jee v. Thompson & Kebbel* (1845) 5 Moore P.C. 165.

28 David M. Sassoon, *C.I.F. and F.O.B. Contracts*, 4th ed., 1995, p.536.



て差別はありません。貿易売買にみられるFOB売買では、通常、売主が荷送人です。英国関税局(H.M.Customs)によると、「輸出申告すべき価格は、外国の買主に請求する最後のFOB価格であり、この価格を請求する当事者が税関に輸出申告する」ことになっています。製造業者が直接外国の買主にFOB条件で契約を結ぶ場合、この製造業者(売主)が荷送人となりますが、もしこの業者が輸出商(買主)とFOB契約を結ぶ場合には、この輸出商(買主)が荷送人として税関に申告することになります。また、船荷証券または船積書類と引換えに代金支払を行う場合、あるいは売主が船荷証券を取得する旨の契約条項が挿入されている場合、売主は荷送人としての費用及び責任を負っていることを意味します。The Tromp号事件<sup>29</sup>で、Dake判事は、この売買契約に「for delivery f.o.b. Gothenberg payment against bills of lading」と定められているので、荷送人は買主でなく、売主である」と述べています<sup>30</sup>。

### 1.5.6 Browne v. Hare 事件<sup>31</sup>

売主(原告)は買主(被告)とoilの売買契約を結び、この中に“f.o.b. Rotterdam to be paid for on delivery of bill of lading by a bill of exchange payable three months after date of shipment.”という条件が挿入されていました。約定品はロッテルダムで買主の指名した船舶に船積され、荷受人欄に“deliverable to the seller”と記載された船荷証券を取得し、直ちに買主を被裏書人とする記名式裏書をして、ロンドンの仲立人に送付しました。仲立人は代金支払を求めて手形と一緒に船荷証券を買主に呈示しました。その後、約定品を積んだ船舶が行方不明になったので、買主は船荷証券を仲立人に返還し、手形の引受も代金の支払も拒絶しました。買主は、所有権留保はFOB契約における売主の義務違反であると主張しました。この事件において、ロッテルダムで約定品が船舶に船積されたとき、買主はその後の危険を負担しなければならず、したがって所有権が買主に移転したことは明らかです。売主は、自己を荷受人とする形式の船荷証券を取得しても、自分が約定品の所有権を継続して維持する意思はなく、直ちにこれを買主宛に裏書して、ロンドンの仲立人に送付しました。売主は、買主の代金支払を確保する目的でこの形式の船荷証券を取得したのです。船積により買主に約定品の引渡がなされたので、売主は買主に対して代金を請求する権利を有すると判示されました。この判決は、財務府会議室裁判所(Court of Exchequer Chamber)によって追認されました。また、この事件における仲立人は、売主の代理人であると説明されています。この判決から、FOB契約における船積の際に、売主が自己の指図人式の船荷証券を取得しても、買主への所有権の移転は妨げられないという原則が考えられます。

29 *The Tromp* [1921]P337; 90 L.J.P. 379; 125 L.T. 637.

30 David M. Sassoon, *op. cit.*, p.328.

31 *Browne v. Hare* (1858) 3 H.& N. 484; (1859) 4 H.& N. 822.

### 1.5.7 Stock v. Inglis 事件<sup>32</sup>

この事件は輸入FOBに関するもので、すでに紹介しましたが<sup>33</sup>、概要は次のとおりです。

ロンドンの砂糖商(売主)がブリストルの商人Stock(買主:原告)に、ある銘柄の砂糖200トン“free on board Hamburg”条件で売る契約を結びました。この砂糖はハンブルグにいる売主の代理人により船積され、ロンドンで船荷証券と引換えに代金が支払われることになっていました。ハンブルグの代理人は、他の買主が注文した同銘柄の砂糖と一緒に合計400トン船積し、“Bristolの注文品”として送付しました。原告は船荷証券と引換えに代金を支払いましたが、砂糖を積んだ本船は、ロンドンの売主がブリストルの商人(原告)との契約に砂糖を充当する前に行方不明となりました。原告(Stock)は、保険業者である被告(Inglis)と予定保険契約を結んでいたため、被告に対して保険金の支払を請求しましたが、本船が行方不明になる前に原告に所有権が移転していなかったため、保険の目的物について原告が被保険利益を持っていないという理由で、被告は原告に対する保険金の支払を拒絶しました。控訴院は、本船が行方不明になる前に砂糖の所有権は移転していないが、FOB契約では、買主が船積後の積荷の危険を負担するのであるから、積荷が到着すると否とにかかわらず、買主は船荷証券と引換えに代金を支払う義務があると判示しました。この判決は貴族院(House of Lords)により追認されました。また、これまでのケースでは、FOB契約の売主または買主のいずれかが荷送人であるとされてきましたが、この事件で、「荷送人」という第三者が船積を行うことが示唆されました。この荷送人の義務と費用を負担するのは売主または買主のいずれであるかという問題は個々の契約によって決まります<sup>34</sup>。

## 1.6 FOBからCIFへの発展過程

### 1.6.1 固有のFOB

第1のタイプのFOBはいわゆる固有のFOBで、次のものがあります。Wacherbarth v. Masson(1812)<sup>35</sup>、Wetherell v. Coape(1812)、Ruck v. Hatfield(1822)<sup>36</sup>など。下記の図の売主Aと買主Bの間にFOB Londonという売買契約が締結されます。買主Bは傭船者・荷送人で、陸揚港にいる代理商Cに積荷の販売を委託し、代理商は現地の商人Dに販売します。ここでは、売主Aが運送人からM/Rを受取り、運送差止ができるか否かが問題になっています。このFOB契約では、物品が内陸の出荷地から発送されて、仕向地である輸出港の本船上で引渡が履行されるので、これは揚地売買になります。しかし、貿易実務家の中には、このFOB契約を積地売買であると主張する人がかなりいます。

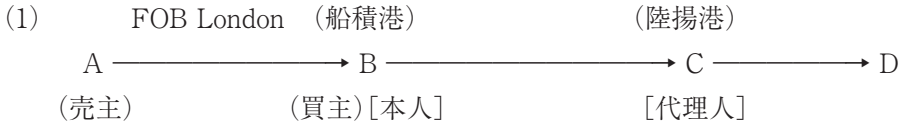
32 *Stock v. Inglis* (1884) 12 Q.B.D. 564. *Inglis v. Stock* (1885) 10 App.Cas. 263.

33 拙稿「22.4.3 輸入FOB」『JASTPRO』378号(2010-03)、8頁を参照。

34 *Sassoon, op. cit.*, p.331.

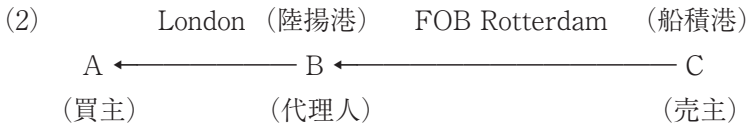
35 拙稿「20.6 FOB契約と運送差止権に関する判例」『JASTPRO』376号(2010-01)、19頁を参照。

36 同上。



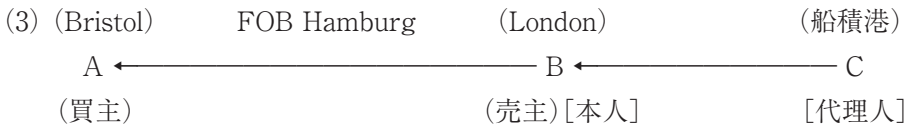
### 1.6.2 輸出FOB

第2のタイプのFOBは輸出FOBです。Browne v. Hare 事件では、ロッテルダムの荷主はロンドンにいる代理人Bを通して、ロンドンの買主AとFOB Rotterdam 条件で契約を結びます。このFOB売買では、売主が荷送人で、買主が指定した船舶に物品を船積して、自己の指図人式の船荷証券を取得し、買主を被裏書人とする記名式裏書をして、為替手形と一緒に代理人に送付し、代理人が代金の支払を求めて、為替手形と船荷証券を買主に呈示しました。固有のFOBでは、船積地の商人は、仕向港まで運送・保険の手配を行い、仕向地における販売は現地の代理商に任せます。これに対して、輸出FOBでは、輸入地の代理人を介して買主とFOB条件による売買契約を結びます。



### 1.6.3 輸入FOB

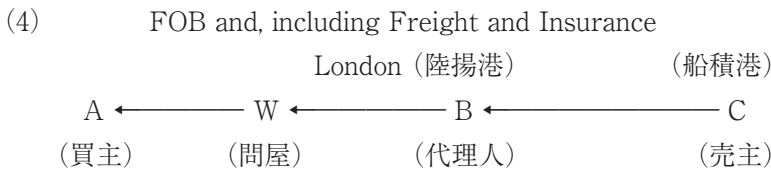
第3のタイプのFOBは輸入FOBです。輸出FOBの売主は船積港の輸出者ですが、第3のタイプでは、陸揚港の輸入者が売主で、輸入国の買主にFOB条件で売買契約を結び、輸出国にいる代理人に船積をさせます。この場合のFOBは、引渡場所を示すのではなく、物品がすでに船積されていること、すなわち「既積品」(the goods afloat)の売買であるという意味に使用されています。Stock v. Inglis 事件では、ロンドンの売主が船荷証券と引換えに代金の支払を求めています。また、買主は予定保険を掛けていました。この事件で、荷送人は、FOB売買の売主でも買主でもなく、「第三者」とであると指摘されています。



### 1.6.4 運賃保険料込のFOB

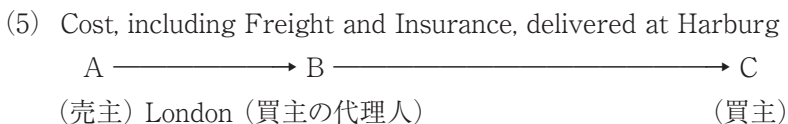
第4のタイプのFOBは、海外の売主(輸出者)がロンドンの代理人(または問屋)を通して買主に既積品を販売する売買契約で、“free on board, and including freight and insurance”とい

う条件になっています。この場合のFOBは引渡条件でなく、船積原価を意味する用語に化しています。Couturier v. Hastie事件がその例です。船積港から陸揚港までの海上運送に要する日数・費用が不確実であるため、これに伴う費用増加が売主の負担となるので、代理人に保険の手配を依頼し、運賃・保険料込の最低販売価額を指定するものです。Couturier v. Hastie事件やTamvaco v. Lucas事件は、契約条件に“free on board”という文言が使用されているので、FOBの変形であるという説と、CIF契約であるという説があります<sup>37</sup>。この契約では、FOBの買主がこれまで自分で行っていた運送契約および保険契約を、船積地の売主に行わせるという変化が見られます。



### 1.6.5 CIFの原形

第5のタイプの契約では、“free on board”がCost(船積原価)になります。売主の立場から、積極的に仕向港までの船積手配を行い、船荷証券、保険証券およびインボイスを為替手形と一緒に買主またはその代理人に呈示して、書類と引換えに代金が支払われます。通常、売主が運賃を負担する場合、物品の引渡は仕向地にこれが到着した時に行われるので、このような売買は揚地契約(destination contract)ですが、CIF売買では、買主が運賃保険料込の代金を支払うのであるから、これは積地契約(shipment contract)であると考えられます。



## 1.7 CIF慣習の生成

### 1.7.1 CIF慣習の生成理由

古い判例が示すように、CIF条件はおそらく、FOB条件における売主の運賃コストの変動リスクを買主に負担させようとする努力の結果として生成したものと考えられます。例えば、Sparkes v. Marshall事件<sup>38</sup>では、「the sale was “free on board, and freight not to exceed 2s., if it

37 A. G. Guest, *op. cit.*, p.809 および David M. Sassoon, *op. cit.*, p.167は、CIF説をとっています。これに対して、A R.Kennedy, *Contracts of Sale C.I.F.*, 1928, p.8. 岡本眞一「C.I.F. 売買の起源に関する一考察」『国民経済雑誌』(昭和12年11月号所載)はFOB変形説をとっています。

38 *Sparkes v. Marshall* (1836) 2 Bing. (N.C.) 761.

does, [seler] to pay the addition...”]という契約内容でした。また、*Couturier v. Hastie* 事件<sup>39</sup>では、「the sale was made “at 27s. per quarter free on board, and including freight and insurance to a safe port in the United Kingdom.”]という契約でした。当時、仕向地への到着が遅延することにより、運賃コストの増加が売主にとって負担となったので、揚地契約から積地契約であるCIF契約が生成したと考えられます。また同様に、*Tamvaco v. Lucas* 事件<sup>40</sup>でも、「Contract for the sale of “a cargo of wheat afloat, shipped free on board, and including freight and insurance to any safe port in the United Kingdom.”]という条件の契約ですが、ここでは、この場合の“free on board”は、物品が既積品(the goods afloat)であるという状態を表すだけで、FOBによる引渡条件でもなければ、また価格条件でもなくなっています<sup>41</sup>。これまで、一般にCIF契約の最初の判例として引用されていたのは、1862年の*Tregelles v. Sewell* 事件と1872年の*Ireland v. Livingston* 事件です。

### 1.7.2 *Couturier v. Hastie* 事件<sup>42</sup>

1848年2月に、スミルナ(トルコ)の穀物商クートリエ(売主)が、サロニカ(トルコ)からトウモロコシを傭船に積込んでイギリスに回航させました。そして、ロンドンの代理人ベルヌーリエに、その船荷証券と傭船契約書を送付し、かつロンドンで積荷に付保させ、海上保険証券をも取得させました。この売主代理人は、既積品の販売をロンドンの穀物問屋ハステイ商会(被告)に委託し、その成約と同時に前記の船積書類をハステイ商会に引渡して、前金として500ポンドを受取りました。この委託販売契約では、「売値段は、1クォーターにつき少なくともイギリス港着値27シリング以下であってはならない」と最低価格を希望条件とした指値委託でした。この委託販売を引受けたハステイ商会は、5月23日にその物品をカレンダという穀物商(買主)に(指定された)最低価格で売る契約を結びました。そして、ハステイ商会の名前で買付書を売主代理人であるベルヌーリエに交付しました。この買付書には、「ハステイ商会は、サロニカからイギリス港行きケイザ・ページ号積みのサロニカ産トウモロコシを、船積時における平均中等品質条件(FAQ)、free on board 値段ただし運賃保険料売主持ち値段、1クォーターにつき27シリングで買い付けた」と記載されていました。ところが、積載船は途中の悪天候のため、4月27日、北アフリカで浅瀬に乗り上げ、積荷は潮濡れにより毀損したので処分されました。そこで、買主のカレンダは、売買契約締結の当時、目的物である積荷が存在していなかったという理由で解約を申し出ましたが、この事件が解決する前に倒産してしまっただけでなく、当時、ロンドン穀物業界の慣習では、穀物問屋が買主との間で、手数料を明示しないで受託商品を売却した場合には、この問屋は、客先支払保証契約(del credere contract)を黙示の条件としたものと解されていたので、買主の契約不履

39 *Couturier v. Hastie* (1856) 5 H.L.Cas. 673.

40 *Tamvaco v. Lucas* (1861) 1 B.& S. 185.

41 A. G. Guest, *op. cit.*, p.348.

42 *Couturier v. Hastie* (1856) 5 H.L.Cas. 673.



行に対しては、問屋がその責めを負うべきものであるという主張から、売主は問屋に対して代金請求の訴訟を起しました。クートリエ対ハスティ事件の第二審(1856年)で、売買契約の当時、目的物がすでに滅失して存在していないとの理由から、この売買契約が無効とされ、買主は代金支払の義務がないと判決されたので、結局、それがCIF条件であったのか否かという問題点は明確にされませんでした。しかし、“free on board”という用語が用いられていても、この契約がc.i.f.契約であることを妨げるものではないという説があります<sup>43</sup>。

### 1.7.3 Tregelles v. Sewell 事件<sup>44</sup>

この事件は、橋梁用レール(中古)300トンの売買に関するもので、価格はドイツの「ハルブルク渡し(delivered at Harburg)」の運賃保険料込値段で、1トンにつき5ポンド14シリング6ペンス、決済はロンドンで船荷証券および保険証券と引換に現金払という条件のものでした。この事件の争点は、“delivered at Harburg”の解釈にありましたが、裁判官の意見は、これはCIF条件の売買であるから、引渡を条件つけたものではなく、価格を条件つけたものであるということに一致し、売主は、自己の費用をもってハルブルクで引渡されるまでの運賃と保険料を支出し、その物品を船積すればよいので、ハルブルクでそれを引渡さなければならないという責任を義務づけられるものではありません。したがって、その物品の所有権は、船荷証券と保険証券を提出したとき買主に移転すると判示されました。

(続)

---

43 A. G. Guest, *op. cit.*, p.809.

44 *Tregelles v. Sewell* (1862) 7 H.& N. 574.

## 記事2. 貿易手続へのXML/EDI導入調査研究特別委員会 － 平成21年度事業成果報告書 －

本事業は、財団法人JKAによる競輪の補助金を受けて実施致しましたので、当該財団の指針に従い下記の通り事業成果報告書を掲載致します。

### 1. 補助対象事業名

平成21年度 貿易手続への電子商取引導入のための調査研究等補助事業

### 2. 補助事業者名

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

### 3. 補助事業の概要

#### (1) 事業の目的

貿易手続を含む国際物流における諸手続の簡素化・効率化への対応と、IT活用を図ることによる貿易への容易な参加を可能とする環境の構築のための調査研究を行い、中小企業の事業展開の高度化を推進し、もって機械工業の振興に寄与する。

#### (2) 実施内容

「貿易手続への電子商取引導入のための調査研究等補助事業」

##### ① 貿易手続へのXML/EDI導入のための調査研究

平成21年度までの調査研究を踏まえつつ、国連CEFACTの活動状況を注視しつつ、それと表裏一体の関係で進む、リスボンジェンダを発展的に継承したEurope 2020戦略の下で、EUが進めている電子インボイス導入促進施策、就中、中小企業への普及支援のための施策、および米国に於ける輸出入手続の電子化については、同国のシングルウィンドウシステムであるITDSの開発状況、および次世代税関システムであるACE開発の進捗状況を調査分析すると共に、当該IT戦略の一翼を担う国連CEFACTが開発を進めている各種電子化プロジェクトの分析を行い、我国での実装上の問題点などについて調査、研究をおこなった。また、これらを踏まえ、我が国における業際取引の電子化のあり方も併せて調査研究をおこない、年度中に開催した6回の委員会の成果を報告書に纏めた。

##### ② 第15回国連CEFACTフォーラム(札幌)の開催

当該フォーラムは、予定とおり、9月28日から10月2日まで5日間にわたり、北海道札幌市、札幌コンベンションセンターにおいて成功裏に開催された。開会式には、国土交通省北海道運輸

局長尾澤 克之氏および札幌市長上田文雄氏よりご祝辞を頂き、また会期第3日目のJASTPROセミナーには、経済産業省北海道経済産業局長柚原一夫氏および北海道知事高橋はるみ氏よりご祝辞を頂いた。当該フォーラムは、JASTPROセミナーへの参加登録者を加えると世界30カ国から256名の参加者が集い、20のワーキンググループなどが会議を行い、貿易円滑化と電子商取引の国際的な標準化を進めていく上での世界各国共通の課題や、その解決策などについて意見を交し、2009年11月に開催される第15回国連CEFACT総会に向け、今後の活動の方向付けを行った。

#### 4. 予想される事業実施効果

##### ① 貿易手続へのXML/EDI導入に関する調査研究

この10年間我が国の貿易手続の円滑化・効率化は、その進捗度に於いて意見は分かれるものの、その改善に向けて着実な歩みを続けて来たと言える。しかし問題は、我が国の産業、就中、製造業がこれからの国際市場に於ける生存競争(に勝ち残ることが出来るか否か)である。今後、我が国のシングルウィンドウを中核とする貿易関係手続のEDIによる電子化(=ペーパーレス化)のあるべき姿について官民の貿易関係者の間に於いてコンセンサスを構築し、生き残り戦略を進めて行くには、今後想定される、我が国の貿易に携わる企業、(就中、中小企業)のグローバル化の中での国際取引におけるビジネス・シーンを基に、求められるXML/EDIシステム基盤の姿(グランドデザイン)を作成し、そのグランドデザインの達成に必要な装備としての情報通信関係の要素技術や国際標準等を、欧米の戦略と伍して我が国の国際競争力を高めて行く戦略的インフラを装備するとの視点で、何を優先的に取り組むべきかを検討していくことが重要であると考え。この見地から、報告書に記述した国内業界界に止まるXML/EDIから業際標準への脱却に向けての提言によって、その実現に向けて建設的な論議が進められて行くと信じる。

##### ② 第15回国連CEFACTフォーラム(札幌)の開催

当該フォーラムにおいては、WTOの構築してきた基盤上に立ち、貿易手続をより簡素で効率的なものにする施策の実施を勧告として各国に促し、その時代時代で利用可能な情報通信技術を選びすぐり駆使した電子化により貿易取引の効率化を促進する為の技術標準の開発を進めるというイニシアチブを官民パートナーシップによって地道に進めるという国連CEFACTの活動ビジョンが内外の参加者によって再確認された。その共通認識の下、世界各国が、経済をデフレスパイラルによる縮小均衡に陥ることなく、持続的成長軌道に乗せるには、情報通信技術を始めとするイノベーションをバネにして、新たな社会基盤の再構築を産業横断的に進める事が必須であり、その為の総合戦略を支える国連CEFACTによるXML/EDIを基盤とする電子ビジネスの国際標準の果たすべき役割は今後更に高まると考える。

## 5. 本事業により作成した印刷物等

「平成21年度貿易手続へのXML/EDI導入調査研究特別委員会報告書」

<http://www.jastpro.org/committee/xmledi.html>

## 6. 事業内容についての問合せ先

団体名： 財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

担当部署： 業務第三部

担当者名： 部長 平井一海

### 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

#### 3-1 2010年4月19日

TBG 1の“業際取引用見積もり” (Cross Industry Quotation)のビジネス要件仕様書(BRS)がパブリックレビューに付されました。レビュー期間は2010年5月20日までです。

本件に関するご意見は [coen.janssen@gs1.nl](mailto:coen.janssen@gs1.nl) までお寄せ下さい。

#### 3-2 2010年4月16日

FMG(Forum Management Groupフォーラム管理グループ)はタイの治安情勢が悪化したことから、2010年4月26日から30日までバンコクで開催予定だった第16回国連CEFACTフォーラムの中止を決定しました。次回のフォーラムは8月30日から9月3日までスイスのジュネーブで開催されます。



## — 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に關係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入關係手続きに關係する業界団体等
- ▶ 輸出入關係手続きに〔国内物流〕關係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に關係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、  
日本財団、財団法人貿易・産業協  
力振興財団からの助成金等、  
関係業界からの寄付金および賛助  
会費ならびにコード事業の収入に  
よって行われております。

---

JASTPRO 第36巻 第1号 通巻第379号

---

・ 禁無断転載

平成22年4月28日発行 JASTPRO刊10-01

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会  
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号  
八重洲第五長岡ビル4階  
電話 03-3555-6031(代)  
ファクシミリ 03-3555-6032  
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

---

本誌は再生紙を使用しております。

## — JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。  
印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、  
これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

### 【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 平井一海

E-mail address: [k-hirai@jastpro.or.jp](mailto:k-hirai@jastpro.or.jp)

**J**apan  
**A**ssociation for  
**S**implification of  
**T**International  
**T**rade  
**PRO**cedures